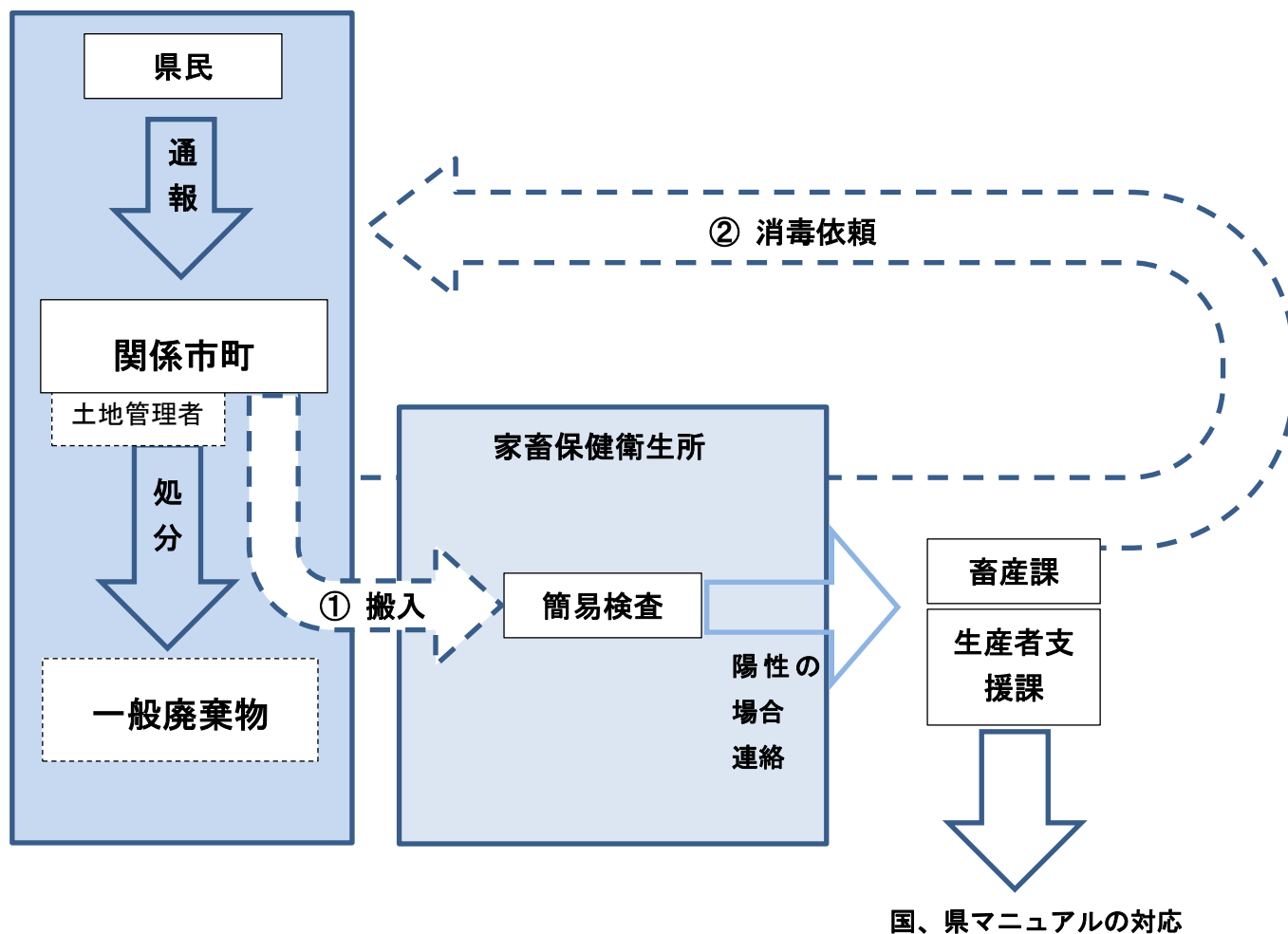


野鳥における鳥インフルエンザ対策

《死亡野鳥の対応フロー図》



- ① 例えば野鳥が大量に死んでいた場合や住民の方から死亡野鳥の検査依頼があった場合、死亡野鳥は市町職員の方が回収し、管轄家畜保健衛生所へ連絡後、搬入をお願いします。
- ② 簡易検査で陽性となった場合（もしくは回収時）、死亡野鳥の回収箇所（半径1m内）に消石灰散布による消毒を、死亡野鳥を回収された市町職員の方で行ってください。
消毒のための消石灰が必要な場合は、家畜保健衛生所で受け取ってください。

夜間・休日等の対応

県民の方が、市町の代表電話などに通報された場合、市町の担当者へ確実につながる体制整備をお願いします。生産者支援課担当者には県代表番号(0952-24-2111)に通報があった場合、守衛室を通してつながります。

検査対応の対象外

- ・骨折やケガなど高病原性鳥インフルエンザ以外の死亡理由が明らかなもの
- ・死後24時間以上経過し、乾いてきている状態のもの